

## 保険料を計算してみよう

あなたの世帯の保険料を計算してみましょう。この計算式は年度を通して（4月から翌年3月まで）国民健康保険に加入している世帯で被保険者の異動がない場合を対象にしています。

この計算式は、各種軽減・減免制度および、年度の途中で加入者の一部または全部が国民健康保険を抜かれた場合には対応していません。正確な金額をお知りになりたい場合は保険年金課までご連絡ください。

### 【医療給付費分】被保険者全員が対象

所得割額 賦課標準額： \_\_\_\_\_ 円 × 6.97% = ① \_\_\_\_\_ 円

※ 同じ世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの総所得金額等から430,000円を引いた金額がそれぞれの賦課標準額になります。

均等割額 被保険者数： \_\_\_\_\_ 人 × 25,530円 = ② \_\_\_\_\_ 円  
(世帯の一人ずつに、ご負担いただきます。)

平等割額 \_\_\_\_\_ ③ 16,080円  
(世帯ごとに、ご負担いただきます。)

医療給付費分計 ① + ② + ③ = ④ \_\_\_\_\_ 円  
(賦課限度額 650,000円)

### 【後期支援金分】被保険者全員が対象

所得割額 賦課標準額： \_\_\_\_\_ 円 × 3.20% = ⑤ \_\_\_\_\_ 円

※ 医療給付費分の賦課標準額に同じ

均等割額 被保険者数： \_\_\_\_\_ 人 × 11,130円 = ⑥ \_\_\_\_\_ 円  
(世帯の一人ずつに、ご負担いただきます。)

平等割額 \_\_\_\_\_ ⑦ 6,120円  
(世帯ごとに、ご負担いただきます。)

後期支援金分計 ⑤ + ⑥ + ⑦ = ⑧ \_\_\_\_\_ 円  
(賦課限度額 220,000円)

### 【介護納付金分】被保険者のうち40歳から64歳までの方が対象

所得割額 賦課標準額： \_\_\_\_\_ 円 × 2.99% = ⑨ \_\_\_\_\_ 円

※ 医療給付費分の賦課標準額に同じ

均等割額 被保険者数： \_\_\_\_\_ 人 × 9,990円 = ⑩ \_\_\_\_\_ 円  
(世帯の一人ずつに、ご負担いただきます。)

平等割額 \_\_\_\_\_ ⑪ 5,310円  
(世帯ごとに、ご負担いただきます。)

介護納付金分計 ⑨ + ⑩ + ⑪ = ⑫ \_\_\_\_\_ 円  
(賦課限度額 170,000円)

あなたの世帯の保険料 ④ + ⑧ + ⑫ = \_\_\_\_\_ 円  
(賦課限度額 1,040,000円)